

『OISO BEER PORT 2026』出店申込要領

☆ 趣旨

- ・ 大磯港への更なる誘客と周辺地域の活性化を図るため、大磯港を「核」とする、みなとオアシス大磯の賑わい創出に向けた事業を展開する。
- ・ 町内周遊型観光の拠点となる大磯港においてオクトーバーフェストを開催することで、町内外からの誘客をはじめ、港内施設だけではなく町全体（特に大磯駅から大磯港までの動線）への賑わい創出や町内周遊の促進、経済効果の波及に寄与する。
- ・ 出店事業者に対して出店の機会を提供し、製品のさらなる認知度向上と新規の顧客獲得による出店事業者の意欲の促進を図るとともに、大磯町における起業・創業のきっかけづくりとなることを期待する。

☆ 主 催

大磯らしい潤いづくり協議会

☆ 開催日時（荒天中止）

令和8年9月27日（日）午前11時～午後5時（予定）

☆ 場 所

大港芝生エリア（大磯町大磯1398番地18付近）

☆ 出 店 料

- ・ 飲食：1区画 町内6,000円 町外7,000円 ※1区画（間口2m×奥行2m）
- ・ ブルワリー：1区画 20,000円 ※1区画（間口3m×奥行3m）
- ・ キッチンカー：10,000円

【前回平均売上】※参考

飲食：約120,000円 ブルワリー：290,000円 キッチンカー：140,000円
キッチンカーの売り切れが多数ありました。

☆ 出店事業者数（予定）

- ・ 飲食：10店舗程度
 - ・ ブルワリー：12店舗程度
 - ・ キッチンカー：10台程度
- ※ 応募が上限に達した場合は、抽選にて選考させていただきます。

☆ 出店スペース

- ・ 1出店の間口飲食は2疋、ブルワリーは3疋が原則です。
- ・ キッチンカーについては車両の大きさで対応します。
- ・ テント、売台、演出用具の会場設営用具につきましては出店者自身をご用意ください。

☆ 電気設備等

会場の都合により電源の確保が出来ません。従って電気設備の使用は出来ません。

☆ 搬 入

- ・ 搬入は時間厳守でお願いします（9時～10時）。
- ・ 搬入後は大磯港の指定場所に駐車してください（イベント開催当日までにご案内いたします。）。
- ・ イベントの開催時間は、11時から17時（予定）です。
- ・ 開催時間内での会場設営並びに撤去作業はご遠慮ください。

☆ 搬 出 時 間

搬出は17時30分（予定）から速やかに願います。

☆ 販 売 品

- ・ 販売品は責任をもって、良品を適正な価格で販売してください。
- ・ 万一、販売品に対する苦情が生じた場合は、販売者が誠意をもって対処してください。
- ・ 食品衛生の観点から、現場（会場内）での調理については、保健所の指導により禁止させていただきます。（営業許可申請者（屋台型臨時営業）・キッチンカーは除く）
- ・ ご理解、ご協力の程、よろしくお願いたします。

☆ 諸 届 け 出

- ・ 保健所、消防署、警察署等の届け出は主催者で行います。
- ・ 酒類販売は、販売者自身が税務署へ申請してください。
- ・ 販売計画書は必ず提出してください。内容によってはお断りする場合があります。
- ・ 火気を使用（照明器具）する出店者は、消火器を準備してください。
大磯町火災予防条例の一部を改正する条例の施行により、火気を使用する場合は、消火器を必ずご用意ください。

☆ ゴ ミ 処 理

- ・ 販売終了後は清掃し、ダンボール箱等のゴミは必ず出店者が持ち帰ってください。
- ・ ダンボールのホチキス、画鋸、クギ、クリップ等は必ず拾ってください。

☆ 申し込み先

出店申込書を大磯らしい潤いづくり協議会（次のいずれか）まで持参・郵送又はメール、FAXにてご提出ください。

【大磯コネクト】

住所：大磯町大磯 1398-6（大磯コネクト内）

電話：0463-20-8237

FAX：0463-20-8238

メール：info@oisoconnect.com

【大磯町商工会】

住所：大磯町大磯 927-12

電話：0463-61-0871

FAX：0463-61-3897

メール：oisosci@gmail.com

【大磯町産業観光課】

住所：大磯町大磯 1398-18

電話：0463-61-5719

FAX：0463-61-5719

メール：minato@town.oiso.kanagawa.jp

☆ 出店申込期限

7月10日（金）までにお願致します。

※ 応募が上限に達した場合は、抽選により決定いたします。

※ 抽選結果は、7月中にメール又は電話、FAXにてお知らせいたします。

※ 出店料の支払・出店場所等のご案内をいたします。

食品関連の出店の方

★保健所から食品衛生法への協力を強く求められております。

食品販売を行う事業所は営業許可書の写し（コピー）の提出が原則になっております。

つきましては、この趣旨にご理解をいただき、営業許可書の写しの提出をお願申し上げます。

※現場調理を行う場合は屋台型臨時営業の許可書の写しを提出